

段階評価方式についての疑問点への解決案

平成 15 年 9 月 18 日

宮 川 光 治

1 疑問点について

段階評価の試案は、科目間において配点比率を設けないことを前提としている。したがって、公法系、民事系、刑事系科目間で配点比率を 2 : 3 : 2 とする場合は、段階評価の仕組みを作るとすれば、少し異なったものとなる。疑問点に対する以下の解決案は、配点比率を設けないという前提の下でのものである。

疑問点 1、2 について

2 問あわせた当該科目の評価である。

疑問点 3 について

1 人の考査委員が、2 問を評価した上、2 問をあわせた評価を行う。

* 2 問の評価が異なった場合、全体評価をどうするかについては、評価基準で定める。

疑問点 4 について

考査委員の評価をまずは並べて表示する。例えば、AA、AB、DE というように。

2 人の評価のうち 1 人が C で、他方が D あるいは E である場合は、3 人目の考査委員が評価し、CDC、CDD、CDE、CEC、CEE とする（あるいは、稀には CDA、CDB、CEA、CEB ということもありうる）。

段階評価としては、次のようにする（A 案）。

A 評価 AA、

B 評価 AB、AC、BB、

C 評価 AD、AE、BC、BD、BE、CC、CDA、CDB、CDC、CEA、CEB、CEC

D 評価 CDD、CDE、CED、DD、CEE

E 評価 DE、EE

疑問点 6 について

イは、そのとおり。

ロは、不合格である。系科目のひとつでも E があれば、不合格となる（ の反対解釈）。

疑問点 7 について

上記のとおり、ロは、不合格であり、疑問は前提を誤っている。

一科目でも E というひどい成績をとった者については、それが系科目であれば修習には堪えられないものとして、それが選択科目であれば法科大学院で基本法科目以外の勉強

を十分にしなかった者と評価して、不合格とする考えである。

2 公法系、民事系、刑事系科目間で2 : 3 : 2という配点比率を設けた場合

総合評価の方法を変える必要がある。配点比率を設けるのであるから、各科目について段階評価した後、ランク毎に配点せざるをえない。

例えば、A10点、B8点、C6点、D4点、E2点とし、民事系については、1.5倍し、総合点を算出する、ということが考えられる。そのうえで、次のとおり総合評価する。

論文式試験すべての科目がC評価以上の場合は合格とする。

論文式試験のいずれかの科目がE評価の場合は不合格とする。

論文式試験のうち民事系科目がD評価の場合は、短答式試験の合格に必要な成績以上の者について、A10点、B8点、C6点とし、総合して35点以上である者を合格とする(例えば、公法系、刑事系、選択、短答式のうちの三つでB評価の場合、36点)。

論文式試験の公法系、刑事系の科目がD評価の場合は、短答式試験の評価と総合して34点以上である者を合格とする。(例えば、公法系がD評価である場合を考える。この場合、民事系がBであれば、刑事系、選択、短答式のいずれかでもC評価であっても34点となり合格する。しかし、民事系がCであれば、刑事系、選択、短答式の二つでBをとらなければ合格とならない)。

選択科目がD評価の場合、短答式試験の成績と総合して、33点以上である者を合格とする(例えば、三つの系科目と短答式試験のいずれかがB評価であれば合格)。

以上